

新年あけましておめでとうございます。

後援会各位の皆様には、令和 4 年の年頭に当たって最初の市政報告を致します。

この 2 年間は、新型コロナウイルスに振り回され、皆様方におかれましても、大変ご不自由なお過ごしであったと、ご推測されます。やっと昨年暮れから終息に向かってきましたが、皆様におかれましては、引き続きの感染予防をお願い致します。今年、帯広市長選がありますが、誰が市長になっても帯広市民を第一に考えて頂きたいものだと、思っております。昨年暮 12 月議会での、私の一般質問を報告させていただきます。



大きく分けて 2 点について質問いたしました。多額な費用が予想される、くりりんセンターの新中間処理施設と旧イトーヨーカドー跡地の再開発事業でした。市長は、肝心部分は全く答えずに全て部下任せでありました。以下、ほぼ原文のままです。

小森。新中間処理施設の考え方について、基本構想では新中間処理施設の建設費を税抜き約 290 億円としています。ここ 2 年間で資材費や人件費の高騰で、2 割以上高騰し建設時までは、更に増加することは明らかであります。建設費の抑制をどう考えているのでしょうか。

小野調整官。本市からは、これまでもできるだけ平準化額を引き上げないでほしい旨を伝えており、引き続き、最小の経費で最大限の効果을上げて頂けるよう、組合に対して働きかけていきます。



新中間処理施設の建設候補地

小森。まず最初に、新中間処理施設の考え方について、建設費の抑制をどう考えているのか、具体的なお答えはありませんでした。市長は組合長として、何故現在地よりも、大幅に高い建設費のところを建設を計画しているのか。是非直接説明し

て頂きたいと思います。組合負担の約半分は、帯広市民の負担でもありますので、市民の関心が大変高いので、直接市長のお言葉でご答弁をお願いいたします。

小野調整官。十勝複合事務組合として、財政負担の平準化を図ってきているところであるから、本市の分担金に大きな変化はないものと考えます。

小森。残念ですね。来年の4月には市長選も控えておりますのに、何故直接答弁が頂けないのか。

現在地での建設は、十勝川護岸の氾濫流侵食地域にあるために無理、現在地ではなく5mの浸水地域に建設するとの事ですが、建設工法を変えれば、現在地でも建設は十分可能であります。予定地で2000本以上の基礎杭を打つところ、現在地の氾濫流侵食側すなわち十勝川の護岸地に200本程度の杭を打つなら、氾濫流侵食を防げるとの専門家の意見もあります。こちらに変更すれば現在計画予算約400億円が、250億円程度で済むと思いますが、そのお考えは。



くりりんセンター

小野調整官。現在地での建設は、十勝川護岸の氾濫流侵食地域にあるために、危険リスクも大きく難しいところであります。

小森。60億円も値上がりが予測されているのに、そんなこと言っているのですか。米沢市長は複合事務組合の組合長であり、実質的な責任者でもあります。住民負担の軽減がトップに立つものとしての、重要な役割であるとは考えないのでしょうか。

市民負担を1円でも減らす事を考えるのが、市長の役割であることは、当然のことです。市長は市民から選ばれた、市民の代表なのです。

市長自身で答弁をしなければならぬのではないのでしょうか。大変残念であります。

次に公有財産とは帯広市の所有する財産のうち、地方自治法第238条第1項に掲げるもので市民全員の財産であり、市民の為に供されなければなりません。

又、公有財産は売却において、適正な時価により算定され、市民に損害を与えてはなりません。

地方自治法第237条第2項において、「普通地方公共団体の財産は 条例又は議会の議決による場合でなければ、適正な対価なくしてこれを譲渡してはならない」とされています。

今回の市営駐車場売却の答弁で市長は、市が所有する財産は、市民共有の貴重な財産であるとの認識のもと、効果的、効率的な活用を図ることが重要と考えており、処分にあって公共・公益性やまちづくりへの影響などを勘案しながら、自主財源の確保に寄与する必要があると認識していると答えられましたが、公共・公益性が今回の再開発のどこにあるのでしょ

うか。公共施設であった、市営駐車所や小公園の廃止処分は、言っている事とやっている事が全く違いますか。

帯広市の再開発の考え方について、市の再開発における法律順守の考え方を伺ったところ、本件再開発事業における補助金の執行をはじめとした様々な手続きについては、関係法令に沿って、執り行っているものと認識している。とありましたが、数えきれないほどの法令違反を起こしておいて、よくそんなことが言えますね。これから質問いたしますので法に沿った答弁をお願いいたします。

都市再開発法第1条は、市街地再開発事業（定義は同法第2条）の目的について、次のように定めています。市街地の計画的な再開発に関し、必要な事項を定めることにより、都市における土地の合理的、かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図り、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。他方、市街地再開発事業に交付される補助金は、地方自治法第232条の2で「普通地方公共団体は、その公益上必要が有る場合においては、寄付又は補助をすることができる」と定めています。

以上より、市街地再開発事業は、事業の内容への規律としても、補助金交付の条件としても、**公共性・公益性が絶対条件であり**、厳格に解釈適用されなければならない。とあり、今回の再開発は、明確な法違反ではありますが、この法令に対しどうお考えですか。

相沢経済部長。都市開発に関しましては、都市開発法その他法令に従いまして、手続きを進めてきておりまして、今のご指摘は当たらないと考えております。

小森。再開発は公共の目的が必要なのに、今回は必要ない。本当に違反はないのですか。

相沢経済部長。違反はないと考えています。

小森。法無視と言わざるを得ません。

そこで不当に廉価で販売した市営駐車場の真意について伺います。

本件事業により、帯広市は、昭和50年に新築した市営駐車場について、損失補償基準による建物評価で10億128万円、不動産鑑定評価による土地評価で2億4043万円、**以上合計12億4172万円が、本来の簿価にのぼる公共財を、5億402万円（土地補償2億1158万円、建物移転補償2億9223万円、工作物補償21万円）で処分しました。7億3769万円の値引きであります。**

**これは明らかに、市民を裏切り、施工者への利益供与となります。市長の指示があったと考えるところですが、間違いありませんか。**

田中副市長。市の立場としては1円でも高く補償金を受けることが望ましい、一方で事業を支援する立場である。任意売却も検討した、他方補償契約による転出も検討していた、先方から示された補償契約が有利性があるとされた。帯広市の財産固有評価委員会でも認められました。

小森。帯広市の財産固有評価委員会や土地評価委員会が決定したので間違いありませんか。

田中副市長。10億というのは承知しているが、不動産鑑定士にお願いした場合は、いくら  
が妥当かをお願いした。

小森。簿価より安くしたというのは、不動産鑑定士とか固有評価委員が安くしたではすみません。市民の財産なのです。市長は半値以下、12億円を5億円にした。市長はまともだ  
と知っているのですか。市長は公印を押したんですから、市長答えてください。

田中副市長。議会にお諮りして議決をしたものと捉えています。

小森。議会に正式に報告したのは、12月議会でした。6月に公印を押したのは、市長の責  
任ですね。市長は実際に、公印を使ったわけですから知らないとは言えません。市長自身、  
市民の財産を簿価より安くしたことに對し、市長の責任ですよ。

帯広市は、平成28年11月18日にアルファコートに對し「概算の建物補償費8.1億円、  
土地補償費2億円ですべてを補償費として受領すると、事業採算性が成り立たないことは承  
知している。これは帯広市が言ったのです。土地を控除せず計5億円前後を、補償費とし  
て受領することができれば、任意売却より歳入が高く、かつ減額の説明が立てやすい」と説  
明し、アルファコートはこの5億円という補償費の金額について「承知した」と応じていま  
す。この5億円前後という金額を前提としてアルファコートの事業計画は策定されていき、  
そして事業計画申請に供する事業計画書が作成されるに至った。すなわち、市長は市有財産  
の保全よりも、民間施工者の立場を優先した。

帯広市は、市街地再開発事業における支出把握の重要性を軽視して、市営駐車場補償金の金  
額について、見込額あるいは希望額を伝え、補償金額の増額要求を困難にしまい、その  
結果として駐車場の値段を、値引きせざるを得なくなったのであるから、駐車場の値段を値

引きしたことは、裁量の  
逸脱・濫用が認められる  
というほかありません。  
市は、帯広市議会の議決  
に際しても、本件再開発  
事業を頓挫させないよう、  
補償金額を是非とも5億  
円前後に、抑制しなければ  
ならない状況を、抱え  
込むに至りました。

そして、帯広市議会に對  
して、損失補償金額によ  
る金額よりも、不利との  
点は開示されなかった。



現在の旧イトーヨーカドー跡地（西3・南9）

まさしく、処分の価額が適正を欠くことを、誤魔かすべく、対価の適正性を、判断するために必要な情報を、議会に明らかにすることなく、12月議会で後付けの議決が、行われたのであります。

よって、本件駐車場の処分は、**地方自治法第237条第2項における「議決」を欠いた違法な処分であります。そうは考えませんか。**



現在の旧イトーヨーカドー跡地（西3・南9）

相沢経済部長。市の見込み額補償額は、市が有利な額を示すように交渉における、一例を提示したにすぎません。見込み額や希望額ではありません。市有地が転出補償を受けられないため、事業者の事業実施が困難になるため、以前より施工者から示されていたことから、補助制度を考慮した一定の合理性が考えられる例として、示したものであります。

当該財産が、市場価格にあたるものと考えて、適正な価格であったと考えており、違法なものではないと考えております。

小森。開示された資料によれば、**あなた方は不動産鑑定士に駐車場を4億円程度で委託すると、**言っているのですよ。それが何が適正な価格なのか。

再開発における、**他2人の地権者、アルファコート、登寿ホールディングスの土地は高額評価し、多額の補助金が投入され、市の駐車場と小公園、市の空き地だけが廉価で販売された可能性が、大いにある訳です。私の言っていることが間違いなら、権利変換計画における、従前資産と従後資産の黒塗りを解除してください。それが出来ないと言うことは、私の主張が正しいこととなります。いかがですか。**

相沢経済部長。情報公開には関係法令に従って開示し、開示できないものは開示できないと理由をつけて、対応してきているところでございます。

小森。**明確に答えない、開示できないという事は、反論しないと言うことは、私の言い分が正しいこととなりますよ。**

公共施設の全面的廃止についてであります。

市長は、本件事業により、西4条南側にあった、次の3つの公共施設と空地を全面的に廃止し、開発後に新たな公共施設を作りませんでした。

小公園 641㎡、帯広市中央第二駐車場（旧バスターミナルセンター）（1階）

帯広市中央駐車場（2～5階）以上、本件駐車場合計 3746㎡

西3条南側 空き地（旧バス専用道路）351㎡等であります。

公共施設である市営駐車場や小公園まで、何故手放したのか

小公園を駐車場と一緒に売却し、小公園に代替ないしは、拡充する公共施設を全く作らなか

ったことは、個人施工者及び地権者に対して、公共のための負担を免除したことを意味します。これは、公共施設の確保、整備という都市再開発法の目的に明確な違反であり、公共目的を犠牲にして、企業利益追求に加担したことになります。

また、市街地中心部の公園という貴重な公共財産を、何ら代替なく個人施工者に譲渡し廃止することは、地方自治法96条6号及び237条2項（適正な対価によらない管理及び処分の禁止）に抵触しますが、市長の責任の所在と責任の取り方は。市長お答えください。

田中副市長。再開発においては、収支均衡が重要な案件であります。帯広市は駐車場、小公園を有する権利者でもありますし、一方で再開発を促進する執行機関でもあります。確かに簿価より安いのかもかもしれませんが、昭和48年に建て、不動産鑑定士の鑑定よりも高いので、低廉の売却とは考えておりません。

小森。収支均衡と言われましたが、この計画を出したのは個人施工者であります。市が何故収支均衡まで考えなければならないのですか。帯広市が、収支均衡を考える必要は何もないのですよ。施工者への利益供与になります。

市民の財産をなんと心得ているのでしょうか。開いた口がふさがりません。

次に、公共施設のない補助金支出あり方について伺います。

平成29年6月23日の一般会計補正予算討論で、市政会を代表して熊木喬議員が、次のように述べられました。

本事業は、民間が主体であるとの理由で、所管委員会においても詳細な説明がされず、連日、お互い進捗状況を確認している、事業者とは、対面のほか、電話、メールで連日のように協議を進めているなどの答弁に終始し、その内容が議会、市民に示されることはありませんでした。

しかし、基本計画の概要が本年5月に入り示されましたが、多くの市民からは、市民に対する説明が少ない中で、本事業の実質スタートである実施設計費等の補助を認めるべきではないとの意見が寄せられています。

現計画での金額ですが、帯広市が27億円以上の金額を本事業に投資するということは、その分が他の事業に、予算が回らないということにもなります。

本事業は民間が主体の再開発事業であり、市は事業者から提出される計画、補助対象に対し、市民のためになるのか、公共性があるのか、市民の側に立った視点が、強く求められます。今回は、国に対し公共性を伝えることと合わせ、市が投入する財源は多くが市債など市民の借金で賄うということを自覚し、しっかりと精査しながら、その効果と、公金を投資する正当性を市民に対し、十分な説明を果たさなければならない責任があると思います。そのためにも、質疑の中で述べましたが、必要な資料を、適切な時期に提出して頂くことが大前提であります。

また、今回の議会決議は実施設計費、建物解体費などの歳入歳出予算、地方債の補正であり、今後にわたる補助を確約するものではない、ことを確認させていただきました。理事者が十分な対応、説明責任がなされないときには、次の判断時において厳しい対応を、取らせていただくことを申し上げ、今回の提案に対しては賛成といたします。と述べられました。全く

正論であります。

公共施設がないにもかかわらず、今回の借入金に、公共事業対象の補助金を使った事に、違法性はなかったのでしょうか。

個人施工業者が行う事業への単なる、利益供与とは考えないのでしょうか、お答えください。

相沢経済部長。再開発法で公共事業と申しますのは、道路、河川、小公園などを指しそれらを配慮しなければ新設、あればそれらを使うことに適合すると規定されているので、適合していると考えています。

小森。あなた何を言ってるんですか。公園を潰しておいて、あれば使う、本来は再開発事業で公園を造らなければならない、間違っただけを言わないでくださいよ。余りにも酷いでしょう。

納得できませんね。25 億円もの市税が投入され、全く公共施設がない、何のための再開発だったのでしょうか。

負債だけを市民に負わせ、後世につけを残した責任は重大です。私は許せませんし、市民の多くもそう思っているでしょう。市長はこれでも市民に対して正当性を主張出来るのですか。市長選も近いので直接の言葉で説明してはいかがですか。

田中副市長。国土交通省の審査を経まして、初めて補助金を受ける仕組みとなっております。50 億を超える重い負担であります。道が負担をしなくなったため市が、残りを負担する様になった。国が満額交付を決定したということは、様々な制約をクリアして違反はしていない証左であるにとらえています。

小森。皆さんは違法であるとは言わないでしょうが、この件はいずれ裁判で明らかになると思います。公共事業で市民に事業計画の数字を黒塗りにする真意、本件事業の決定権を有するのは帯広市です。

帯広市は「施工区域をどの範囲にするかは、本来施工者が決める事項である」とし、「宮坂建設工業の社屋・駐車場を施工区域に含めた理由を明らかにせよ」と何度も伺いましたが、「これは施行者が地権者と協議して決めることであるから、帯広市は与り知らない」と言われました。

しかし、都市計画の決定は、都市計画法により帯広市が行っており、都市再開発法において事業計画を決定するのは全員同意制の地権者であります。そもそも、25 億円もの血税を投入しながら「帯広市は与り知らない」で済まないことは明確であり、帯広市の態度は余りにも無責任であります。

本件事業は、帯広市が、公有財産の保全あるいは、公共施設の整備拡充の立場から積極的な提案を行えば、施工者・権利者間で事業計画を検討することになります。市長は、市民から受託された公僕なのですから、なぜ本件事業計画に同意したのか、積極的に黒塗り部分も含めて開示し説明する責任があります。

それだけ言ってもまだ黒塗りを、開示するお考えはありませんか。もう一度伺います。

相沢経済部長。事業計画書の図面、同意書等は法人に関することから非公開にすることはあったが、事業計画書の本編の記載として基本的な部分は非開示にしてなったものであります。権利変換計画の分では、他者、事業者、権利者の財産等事業実施は非開示とさせて頂いたところであります。

小森。何度言っても、最も肝心な部分を開示しない、本当に市民の立場に立って行ったとは、到底考えられない。施工者の立場に立った繰り返しですよ。黒塗り部分を市民に開示する意思がない。今回の再開発事業は、利益を得てはならない事業であり、そのために補助金を出す訳であります。

市長があくまでも開示を拒むなら、次期市長選で、私たちの推薦する候補を擁立し、開示するしかありませんね。誰も候補がいなければ、私でも良いのですよ。

最後に、今回の西3・9周辺地区再開発事業、最大の問題点についてであります。

本計画は、第一にまず事業計画書を作らなければなりません。

事業計画認可には、本件再開発事業に対する帯広市長の同意書と、転出申出の金銭給付等、希望申出書等があります。

市長は専決で平成29年6月29日付、駐車場売却の同意書が、議会の承認決議なしで、施工者に発効された。間違いありませんね。

田中副市長。平成9年6月議会で承認頂いていると、記憶している。

小森。都市開発積立金とあるのは事実ですが、議員は詳細を承知していない。まだ正式な承認もしていない、議員を欺いたといってもよいでしょう。最終的に議会在承認したのは、12月議会でありませんか。

田中副市長。平成28年9月議会で、駐車場の廃止が議決されており、平成29年6月議会で補償金として、4億8800万円が議決されていきました。

小森。議会在この時点でどのように説明していたのかを、再度提出を求めます。

田中副市長。議会在には提出をしていたと思っています。

小森。議会在に提出した資料を求めます。

小森。理事者の皆さんは、会派説明時に説明をしたと言っていますが、ここにあるのは都市開発積立金なのです。これについての説明は受けました。ただ駐車場の売却には、地方自治補法の地方自治法の237条2項、公有財産は住民共有の財産である。その為公有財産の処分は、住民の利益となるようにならなければならない。その為議会在の議決が必要である。議会在の承認を得ていない財産処分は、地方自治法第96条第1項第に、「その種類及び金額



Cブロック駐車場

について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分」について、議会が議決しなければならないと定めています。

この時点 6 月議会には、駐車場売却の説明はなく、ここに書いてあるのは予想ですよ、予想。理事者の皆さんが、このくらいで売りたいなど、予想を描いたのです。違いますか、これは議決してませんよね。

相沢経済部長。29 年の 6 月の段階では、施工に関する同意であり今、議員がおっしゃられた通りであります。

小森。市長は専決で平成 29 年 6 月 29 日付、駐車場売却の同意書が、議会の承認決議なしで、施工者に発効した。これをもって事業者から、事業計画書が 7 月北海道に出された。そこには支出明細書に、駐車場転出費 4 億 8791 万円が載っている。議会の承認は出していないにもかかわらず、同意書を出している。これが正しいやり方なのですか。

施工者は、平成 29 年 8 月 22 日北海道知事より再開発の認可を受けました。

しかし、この時点でも議会へ駐車場売却の、説明提案はしておらず当然承認決議を受けていません。議会に正式に上がってきたのは、12 月であり明確な法律違反であります。お答えください。

更には、駐車場売却の確定期日である、転出申し出期間が、あったにもかかわらず、議会報告なしで、駐車場の売却が確定していた訳です。8 月 22 日の認可から 30 日後までを、転出申し出期間で、31 日目を評価基準日と定め従前、従後資産評価が確定しました。

評価の確定をもって、法 71 条第 4 項、6 カ月以内に権利変換計画作成義務を負う訳です。権利変換を希望しない旨の申出をすることができる期限が、平成 29 年 9 月 27 日に合わせ、帯広市長は議会承認決議を受けることなく、平成 29 年 9 月 20 日付、金銭給付等希望申出書を発効、議会は一切知らないうちに、市長は勝手に、駐車場売却を実質最終決定していました。この責任は。

相沢経済部長。権利変換を希望しない旨の申出は、お話の通りであります。最終合意は 12 月議会であり、その後正式に決定しました。6 月議会でも説明しています。

小森。本来は逆ではありませんか。まず最初に駐車場の売却を議決して、進むべき順番でした。議会の承認を得ていない財産処分は、地方自治法第 96 条第 1 項第に、「その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分」について、議会が議決しなければならないと定めています。

議会の承認を得ていない財産処分は、地方自治法第 96 条第 1 項第に、「その種類及び金額

について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分」について、議会が議決しなければならないと定めています。

明らかな法律違反であります。よって本件再開発事業は無効と言わなければなりません。

西3・9周辺地区再開発事業の計画のやり直し、及び進行中事業の即時中止を求めます。

納得できない答弁であります。時間ありますので、今日は質問を終えますが、今回の質疑で明らかになったことは、**米沢市長の市営駐車場、公園や空き地の売却は帯広市民への明確な裏切りであり、数々の議会無視の態度、5項目以上の法律違反を平然と行った事あります。**到底帯広市長としての、資格がない、と言わざるをえません。

議会も市長の、これだけの違反行為を、見逃して良い訳はなく、100条委員会の検討をお願いするところであります。

以上を申し上げまして、私の全ての質問を終わります。

以上、大方の質問内容でした。質問では、市長が自身の言葉で市民に対して、説明責任を全く行いませんでした。未だに肝心な部分の数字を黒塗りにしており、今回の再開発には、過剰な補助金（25億円以上）が使われたと推察しております。市民団体と共に実態を明らかにし、補助金の返還を求めるべきと考えています。市民団体が市長に対して起こしている住民訴訟を見守りながら、随時皆様にもご報告をさせていただきます。

ここ1年の市長の市民に対する対応は、コロナ対策やワクチン接種でも、市民に多大な不安を与えていました。4月の市長選においては、市民に寄り添った市長が選出されることを、切実に求めたいと思います。

今後も、私の任期が続く限り、正しい帯広市政の運営を求めていく所存でありますので、後援会各位のご支援、ご指導をお願い申し上げます。

帯広市議会議員 小森唯永